



マンション管理計画認定制度

制度概要

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により創設された制度で、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして、地方公共団体から認定を受けることができます。

認定を受けるメリット

- 適正に管理されているマンションとして、市場において評価される。
- マンションの管理運営状況を把握し、見直す機会になる。
- 住宅金融支援機構の金利優遇措置等が適用される場合がある。

住宅金融支援機構
ホームページ



認定の基準 ～具体的な基準は裏面へ～

船橋市独自の基準はなく、国がマンション管理適正化指針に定める基準と同一の内容です。

申請方法



- 市へ認定申請を行う前に、公益財団法人マンション管理センターによる「管理計画認定手続支援サービス」を利用し、マンション管理士が管理計画の認定基準への適合状況を事前に確認したことを証する「事前確認適合証」の発行を受ける必要があります。
- 申請は、「管理計画認定手続支援サービス」を利用し、申請してください。

詳しくはホームページを
ご覧ください

マンション管理センターホームページ：



船橋市ホームページ：



相談窓口

マンション管理計画人認定制度相談ダイヤル（一般社団法人日本マンション管理士会連合会）
マンション管理計画認定制度をはじめ、マンション管理適正化法に関する幅広いご質問・ご相談について、マンション管理の専門的知識を有するマンション管理士が回答することとしていますので、是非ご活用ください。

電話番号：03-5801-0858

受付時間：月曜から金曜 午前10時～午後5時（祝日、年末年始を除く。）

相談ダイヤルホームページ：

<https://www.nikkanren.org/service/ninteisodan.html>



<問い合わせ先>

船橋市 住宅政策課 計画係 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

TEL:047-436-2712 FAX:047-436-2546

E-mail:jutakuseisaku@city.funabashi.lg.jp

🏠 認定の基準

1 管理組合の運営	
①	管理者等が定められていること。
②	監事が選任されていること。
③	集会が年 1 回以上開催されていること。
2 管理規約	
①	管理規約が作成されていること。
②	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
③	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること。
3 管理組合の経理	
①	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
②	修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
③	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
4 長期修繕計画の作成及び見直し等	
①	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。
②	長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること。
③	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。
④	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
⑤	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
⑥	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。
5 その他	
①	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること。

🏠 その他、マンション関連施策について

🏠 マンション管理無料相談

マンション管理に関する様々な相談に、マンション管理士が対応します。

詳しくはコチラ

🏠 マンション管理士等派遣事業

マンション管理組合からの依頼により、無料でマンション管理士等を派遣します。



【相談内容】

管理組合の運営、管理規約、管理委託契約、修繕計画、修繕積立金、耐震に関する相談等
※居住者間の紛争解決等には対応しておりません。

🏠 分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業

マンションの共用部分及び敷地のバリアフリー化等工事の費用の一部を助成します。

詳しくはコチラ

【助成内容】 工事費用の3分の1 または分譲マンションの専有部分（店舗・事務所等を除く。）の戸数に2万円を乗じた額のうちいずれか低い額（上限60万円）

【対象工事】 手すりの設置、スロープの設置工事等

